

継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応

— 財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して (5) —

坂 柳 明

1. はじめに一「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれる場合と含まれない場合を想定する必要性

企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（継続企業（going concern）の前提）が疑わしい状況で、その財務諸表を監査する監査人がどのような判断を行い、監査人の対応はどうなるのかを論理的に導くことは、監査制度を設計するための指針を提供する点で、大きな意味がある。日本の監査制度上も、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応が規定されてきた。

例えば、その会社が継続して営業損失を計上している場合、あるいは新たに資金調達を行うことが困難である場合のような、「継続企業の前提が疑わしい」状況に直面した監査人が、どのような対応をとるのかについて、現行監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」では、「監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明するときには、継続企業の前提に関する事項について監査報告書に追記しなければならない。」（傍線筆者）と規定されている。この規定において問題になるのは、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味である。

詳しくは、坂柳（2015c, 82-84）を参照頂きたいが、ここでは、企業会計審

議会（2009）、及び2009年の監査基準改訂後に整備された開示制度及び監査制度に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味を考察する上で、(1):「重要な債務の返済」ができないこと、(2):「新たな資金調達」ができないこと、(3):「社債等の償還」ができないこと、(4):「売却を予定している重要な資産の処分」ができないこと、のような、「将来に発生する特定の事象」を想定し、このような「将来に発生する特定の事象」が、「会社の事業の継続に影響を与えること」を想定した上で、ここでの「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」¹⁾を指している、と解釈することができる²⁾ことを指摘した。本稿では、このような解釈、即ち、企業会計審議会（2009）、及び2009年の監査基準改訂後に整備された開示制度及び監査制度に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、という解釈を前提として、次の問題を考察する。

それは、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地があるのか、という問題である。この問題がどのように解決されるかによって、「継続企業

1) ここでの「影響」には、「金額的に重要な影響」という意味を含めている。また、「事象」については、日本公認会計士協会（2011b）の「付録2：用語集」にある「不確実性」、即ち、「将来の帰結が企業の直接的な影響が及ばない将来の行為や事象に依存し、財務諸表に影響を及ぼす可能性がある状況」（傍線筆者）に見られる「企業の直接的な影響が及ばない」ものを想定している。

2) 本稿では、「特定の事象が将来に発生する可能性」については、(1):日本公認会計士協会（2011c）の5項の「事象又は状況若しくはその結果の発生が将来になるほど、当該事象又は状況の結果の不確実性は著しく高くなる」（傍線筆者）に見られるような、「事象又は状況若しくはその結果の発生が将来になる」ほど「著しく高くなる」ものとは考えていないし、(2):同A13項の「事象又は状況の発生が将来になるほど、その事象又は状況の結果の不確実性の程度は高くなる」（傍線筆者）に見られるような、「事象又は状況の発生が将来になる」ほど「高くなる」ものとも考えていない。なお、坂柳（2015c, 84）の脚注5に見られる「日本公認会計士協会（2011b）」は、「日本公認会計士協会（2011c）」の誤りである。

の前提が疑わしい」場合に、注記に示される内容、及び注記に示される内容が踏まえられた上で、監査報告書に「追記」される内容が変わってくる可能性がある。そして、それらの内容が変われば、利害関係者の意思決定が変わる可能性があるので、この問題の考察は、重要である。

「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地があるのか、という問題は、坂柳（2015c）でも考察された。しかし、坂柳（2015c）では、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指しているとは解釈しない、という前提のもとで、上記の問題が考察された。それは、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈する場合には、この「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」が、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」、あるいは「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況のような、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれる場合と、含まれない場合を想定した上で、先ほど提示した問題、即ち、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地があるのか、という問題、及び注記に示される内容が踏まえられた上で、監査報告書にどのような事項が「追記」されることになるのか、という問題を考察する必要があるが、その考察によって、議論が複雑になることを避けるためであった。

そこで本稿では、紙幅の制約のために坂柳（2015c）では考察できなかったところの、次の問題を考察する。それは、企業会計審議会（2009）、及び2009年の監査基準改訂後に整備された開示制度及び監査制度に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈する場合には、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する

重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地があるのか、という問題である。

この問題を考察するに当たって、第2節では、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれる状況はあるのか、という問題を考察する。詳しくは参照頂きたいが、まず、第2節の(1)では、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれることを示している事例として、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が、「将来に発生する特定の事象が示されているところの期末に存在している状況」しかない、ニューリアルプロパティ株式会社の2012年連結財務諸表の注記を示す。また、第2節の(2)では、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれることを示している事例として、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が、(1):「将来に発生する特定の事象が示されていないところの期末に存在している状況」と、(2):「将来に発生する特定の事象が示されているところの期末に存在している状況」である、株式会社エムジーホームの2010年個別財務諸表の注記を示す。そして、第2節の(1)~(2)では、この2つの事例の内容を理解するために、この2つの事例のそれぞれにおいて、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれるところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容と、この2つの事例で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容を明らかにする。

他方、第3節では、先ほど示した問題、即ち、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意

味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地があるのか、という問題を考察するに当たって、次の問題を考察する。それは、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれない状況はあるのか、という問題である。

この問題について、第3節では、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれないことを示している事例として、株式会社ディー・ディー・エスの2009年連結財務諸表の注記を示し、この事例の内容を理解するために、この事例において、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれないところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容と、この事例で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容を明らかにする。

続く第4節では、第2節及び第3節で考察したように、(1):「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれるところの、あるいは、(2):「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれないところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容を、第2節及び第3節に示した財務諸表の注記で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している、と解釈できることを踏まえた上で、将来の開示制度及び監査制度を設計するに当たっての指針を示すために、「継続企業の前提が疑わしい」状況において適用される開示制度、及び監査上の実務指針を評価する。その評価は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味がわからない場合を想定するのではなく、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定

程度以上ある状況」を指している、と解釈する場合でも、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地があるのか、及び監査報告書上の「追記情報」又は「強調事項」として示される余地があるのか、という点を踏まえた上で行われる。そして、最後の第5節では、本稿の結論、貢献、今後の課題を示す。

2. 「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれる場合に何が問題になるのか

(1) ニューリアルプロパティ株式会社の2012年連結財務諸表の注記の分析

まず、前節で述べたように、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈する場合には、次の問題が生じる。それは、そのように解釈するところの「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」、あるいは「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況のような、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれる状況はあるのか、という問題である。この問題を考察する上で、ニューリアルプロパティ株式会社（以下、「ニューリアルプロパティ」とする）の2012年連結財務諸表の注記（【継続企業の前提に関する事項】）（[事例2-1]）を見てみよう³⁾。

3) 本稿で示す財務諸表の注記の事例は、eolより様々な検索用語を用いて試行錯誤しながら入手した。

[事例 2-1]—ニューリアルプロパティの 2012 年連結財務諸表の注記

「当社グループは、当連結会計年度末の借入金残高のうち7,794百万円の大部分について返済期限までに返済できない可能性がある。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。

当社グループは、当該状況を解消し又は改善すべく、返済原資の確保と当該金融機関との継続的な交渉を行っている。

しかしながら、これらの対応策を当該金融機関との協議を行いながら進めている途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映していない。」(傍線筆者)

この [事例 2-1] によると、「当連結会計年度末の借入金残高のうち7,794百万円の大部分について返済期限までに返済できない可能性がある」状況によって、「継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況」が存在し、この状況を「解消」又は「改善」するために、「当社グループ」が、「返済原資の確保と当該金融機関との継続的な交渉」を行っていることがわかる。また、[事例 2-1] に見られる「これらの対応策」は、[事例 2-1] 中の文のつながりを考慮すると、「返済原資の確保と当該金融機関との継続的な交渉」を指している、と考えられるが、[事例 2-1] においては、「当社グループ」が、「これらの対応策」、即ち、「返済原資の確保と当該金融機関との継続的な交渉」を、「当該金融機関との協議を行いながら進めている途上である」ために、「現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」ことが示されている。

ここで、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」と、[事例 2-1] に見られる「継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況」が、どのような関係にあるのかを考察するに当たって、[事例 2-1] 中の「当連結会計年度末の借入金残高のうち7,794百万円の

大部分について返済期限までに返済できない可能性がある」状況に注目してみよう。この「当連結会計年度末の借入金残高のうち7,794百万円の大部分について返済期限までに返済できない可能性がある」状況においては、「当連結会計年度末の借入金残高のうち7,794百万円の大部分について返済期限までに返済できない」という「将来に発生する特定の事象」が示されているので、この状況は、前節に示したところの、「将来に発生する特定の事象が示されているところの期末に存在している状況」であり、坂柳（2015b, 82）の〔図表〕等に示した「Ⅱの状況」である。他方、この「当連結会計年度末の借入金残高のうち7,794百万円の大部分について返済期限までに返済できない可能性がある」状況において、(1):「将来に発生する特定の事象」と捉えられるところの、「当連結会計年度末の借入金残高のうち7,794百万円の大部分について返済期限までに返済できない」という事象が、「当社グループ」の事業の継続に影響を与えることが想定され、(2):そのような「当連結会計年度末の借入金残高のうち7,794百万円の大部分について返済期限までに返済できない」という事象の発生可能性が一定程度以上あることが想定されている、と解釈する場合には、〔事例2-1〕について、次のことが言える。

それは、〔事例2-1〕においては、「当連結会計年度末の借入金残高のうち7,794百万円の大部分について返済期限までに返済できない」という「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象」が、「将来に発生する可能性が一定程度以上ある」状況によって、「継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況」が存在することが想定されている、ということである。このことは、〔事例2-1〕に見られる「継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況」には、「当連結会計年度末の借入金残高のうち7,794百万円の大部分について返済期限までに返済できない可能性がある」状況、という形で特定される、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が含まれることを意味する。

次に、以下の問題が生じる。それは、〔事例2-1〕で記述されている「継続

企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況」に含まれるところの「継続企業の前提に関する重要な不確実性」、即ち、「当連結会計年度末の借入金残高のうち7,794百万円の大部分について返済期限までに返済できない可能性がある」状況を指しているのか、という問題（※）である。この問題について、[事例2-1]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、前節に示した本稿の前提に従って、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈しても、[事例2-1]については、そこで記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容を、具体的な形で特定できない可能性がある。そして、[事例2-1]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容を、具体的な形で特定できなければ、そこで記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が不明確である、という理由で、[事例2-1]の内容を理解できなくなるので、上記の※の問題を考察することは、[事例2-1]の内容を理解できるかどうかを見極める上で、重要である⁴⁾。

この※の問題について、(1)：[事例2-1]においては、「当連結会計年度末の借入金残高のうち7,794百万円の大部分について返済期限までに返済できない可能性がある」状況以外に、「継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況」を生み出す原因となる状況がないこと、及び(2)：[事例2-1]に見られる「当連結会計年度末の借入金残高のうち7,794百万円の大部分について返済期限までに返済できない可能性がある」状況は、「返済原資の

4) 財務諸表の注記で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、前節に示した本稿の前提に従って、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈する場合に、その財務諸表の注記で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容を具体的な形で特定できるのか、という問題を考察することが、その財務諸表の注記の内容を理解できるかどうかを見極める上で重要である旨の指摘は、紙幅の都合により、本節の(2)、及び次節の議論においては省略する。

確保と当該金融機関との継続的な交渉」という形の「対応策」を、「当社グループ」が「当該金融機関との協議を行いながら進めている途上である」ために、なおも残っていること、そして、(3)：[事例2-1]においては、「継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況」に含まれるところの「継続企業の前提に関する重要な不確実性」も、「返済原資の確保と当該金融機関との継続的な交渉」という形の「対応策」を、「当社グループ」が「当該金融機関との協議を行いながら進めている途上である」ために、なおも残っていることを踏まえると、次のことが言える。それは、[事例2-1]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、[事例2-1]において、「継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況」に含まれるところの、「当連結会計年度末の借入金残高のうち7,794百万円の大部分について返済期限までに返済できない可能性がある」状況を指していると解釈できる、ということである⁵⁾。

5) [事例2-1]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を、本文で述べたように解釈しない場合には、次の問題が生じる。それは、[事例2-1]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、前節に示した本稿の前提に従って、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈しても、そこで記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容を具体的な形で特定できなくなる、という問題である。この問題が解決されなければ、[事例2-1]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が不明確である、という理由で、[事例2-1]の内容を理解できなくなる。

また、本節の(2)、及び次節で示す財務諸表の注記においても、そこで記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を、本節の(2)、及び次節の本文で述べるように解釈しない場合に生じる問題、及びその問題が解決されないことによって生じることは、財務諸表の注記で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容を具体的な形で特定できなくなるという問題、及びその問題が解決されないことによって、財務諸表の注記の内容を理解できなくなることである。そのため、紙幅の都合により、本節の(2)、及び次節での議論においては、そのような問題及びその問題が解決されないことによって生じることについての記述を省略する。

(2) 株式会社エムジーホームの2010年個別財務諸表の注記の分析

次に、株式会社エムジーホームの2010年個別財務諸表の注記（【継続企業の前提に関する重要な事項】）を見てみよう（[事例2-2]）。この[事例2-2]によると、(1):「当社」が「最近におけるマンション市況悪化の影響を受け、当事業年度において、連続して営業損失を計上して」いること、及び(2):「今後のマンション需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性」があることによって、「継続企業の前提に重要な疑義が存在して」おり、このような状況を「解消」するための「計画」が策定されていることがわかる。この「計画」の内容は、[事例2-2]中の1.～5.に示されており、[事例2-2]によると、「この計画に基づく対応策」は「現在進行中」であるが、「マンション需要の回復や金融機関の支援などに依存して」おり、なお「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されている。

[事例2-2]—エムジーホームの2010年個別財務諸表の注記

「当社は、最近におけるマンション市況悪化の影響を受け、当事業年度において、連続して営業損失を計上しております。また、今後のマンション需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性があり、継続企業の前提に重要な疑義が存在しております。」

当社はこのような状況を解消するため、事業の再構築を図るべく計画を策定いたしました。

その主な内容は以下のとおりであります。

1. 本社を名古屋南支店内に移転し本社経費の削減を図るとともに岐阜支店を一宮支店に統合、岡崎支店・名古屋東支店を名古屋南支店に統合しており、コスト削減を図るとともに本支店の統合を受け人員の適正化を行っております。
2. 当社社員による販売体制を強化し、広告宣伝費や販売手数料を含む全ての項目に亘ってコストダウンを図ります。
3. 顧客のニーズにあった商品企画を徹底しコスト増なく好まれる物件開発を行います。
4. 過度な仕入先行を行わず経営の効率化・スリム化を果たします。

5. 金融機関との良好な関係を継続して維持することにより、今後の販売状況から生ずる資金需要に応じた支援を得られるように致します。

なお、この計画に基づく対応策は現在進行中であります。が、マンション需要の回復や金融機関の支援などに依存しており、なお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していません。」(傍線筆者)

ここで、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」と、[事例2-2]に見られる「継続企業の前提に重要な疑義が存在して」いる状況が、どのような関係にあるのかを考察するに当たって、[事例2-2]中の「今後のマンション需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性」がある状況に注目してみよう。この「今後のマンション需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性」がある状況においては、「今後のマンション需要」という「将来に発生する特定の事象」が示されているので、この状況は、前節に示したところの、「将来に発生する特定の事象が示されているところの期末に存在している状況」であり、坂柳(2015b, 82)の[図表]等に示した「Ⅱの状況」である。他方、この「今後のマンション需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性」がある状況において、(1):「将来に発生する特定の事象」と捉えられるところの「今後のマンション需要」という事象が、「当社」の事業の継続に影響を与えることが想定され、(2):そのような「今後のマンション需要」という事象の発生可能性が一定程度以上あることが想定されている、と解釈する場合には、[事例2-2]について、次のことが言える。

それは、[事例2-2]においては、「今後のマンション需要」という「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象」が、「将来に発生する可能性が一定程度以上ある」状況によって、「継続企業の前提に重要な疑義が存在して」いることが想定されている、ということである。このことは、[事例2-2]に見

られる「継続企業の前提に重要な疑義が存在して」いる状況には、「今後のマンシオン需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性」がある状況、という形で特定される、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が含まれることを意味する。

次に、以下の問題が生じる。それは、[事例2-2]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提に重要な疑義が存在して」いる状況に含まれるところの「継続企業の前提に関する重要な不確実性」、即ち、「今後のマンシオン需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性」がある状況を指しているのか、という問題である。

この問題については、次のことが言える。それは、[事例2-2]においては、「継続企業の前提に重要な疑義が存在して」いる状況に含まれるところの「継続企業の前提に関する重要な不確実性」、即ち、「今後のマンシオン需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性」がある状況、という形で特定される、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」以外に、「継続企業の前提に重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す原因となる状況がある、ということである。

その状況は、[事例2-2]を踏まえると、「当社」が「最近におけるマンシオン市況悪化の影響を受け、当事業年度において、連続して営業損失を計上して」いる状況であり、この状況は、前節に示したところの、「将来に発生する特定の事象が示されていないところの期末に存在している状況」（坂柳（2015b, 82）の「図表」等に示した「Iの状況」）である。このような、「当社」が「最近におけるマンシオン市況悪化の影響を受け、当事業年度において、連続して営業損失を計上して」いる状況も、「今後のマンシオン需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性」がある状況と同様に、「計画」によって「解消」されることが期待されていることに注目して、次のような主張（主張A）を行う論者がいるかもしれない。しかし、以下の議論では、[事例

2-2] で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、[主張A] で示されているような、「[当社] が「最近におけるマンション市況悪化の影響を受け、当事業年度において、連続して営業損失を計上して」いる状況が解消されるかどうか、という局面で問題になる、何らかの意味を表す「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を指している」と解釈する余地はないことを示す。

[主張A]

「[事例2-2] に見られる「継続企業の前提に重要な疑義が存在して」いる状況には、「今後のマンション需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性」がある状況、という形で特定される、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が含まれるので、[事例2-2] で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」も、(1):「今後のマンション需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性」がある状況を指している、と解釈することはできる。しかし、[事例2-2] で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、(2):「[当社] が「最近におけるマンション市況悪化の影響を受け、当事業年度において、連続して営業損失を計上して」いる状況が解消されるかどうか、という局面で問題になる、何らかの意味を表す「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を指している、と解釈する余地もある。このように、[事例2-2] で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、上記の(1)で示したような、「今後のマンション需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性」がある状況を指している、と解釈できることに加えて、上記の(2)で示したような、何らかの意味を表す「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を指している、と解釈する余地もある、という意味で、[事例2-2] で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容を、1つに特定することはできない。」(傍線筆者)

まず、(1): [事例2-2] においては、「継続企業の前提に重要な疑義が存在して」いる状況は、「計画に基づく対応策」は「現在進行中」であるが、それが「マンション需要の回復や金融機関の支援などに依存して」いるために、な

おもに残っていることがわかる。また、(2)：[事例2-2]においては、「計画に基づく対応策」は「現在進行中」であるが、それが「マンション需要の回復や金融機関の支援などに依存して」いるために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「なお」残っていることがわかる。

そうすると、上記の(1)～(2)より、次のことが導かれる。それは、[事例2-2]においては、「計画に基づく対応策」は「現在進行中」であるが、それが「マンション需要の回復や金融機関の支援などに依存して」いるために、「なお」残っているところの「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「計画に基づく対応策」があっても解消されないで、なおも残っている「継続企業の前提に重要な疑義が存在して」いる状況を指していると解釈できる、ということである。

他方、[事例2-2]を踏まえると、「継続企業の前提に重要な疑義が存在して」いる状況には、①：「当社」が「最近におけるマンション市況悪化の影響を受け、当事業年度において、連続して営業損失を計上して」いる状況、及び②：「今後のマンション需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性」がある状況が含まれることがわかる。ここで、[事例2-2]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、前節に示した本稿の前提に従って、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈すると、[事例2-2]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」において想定されているところの、何かの「特定の事象が将来に発生すること」が含まれている状況は、上記の①～②の状況のうち、「今後のマンション需要」という「将来に発生する特定の事象」が示されている、②の「今後のマンション需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性」がある状況であることがわかる。

そうすると、先ほど述べたように、[事例2-2]においては、「計画に基づく対応策」は「現在進行中」であるが、それが「マンション需要の回復や金融機関の支援などに依存して」いるために、「なお」残っているところの「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「計画に基づく対応策」があっても

解消されないで、なおも残っている「継続企業の前提に重要な疑義が存在して」いる状況を指している、と解釈できるが、[事例2-2]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」においては、何かの「特定の事象が将来に発生すること」が想定されていることを踏まえると、次のことが言える。それは、[事例2-2]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、[事例2-2]に見られる「継続企業の前提に重要な疑義が存在して」いる状況に含まれる状況のうち、「今後のマンション需要」という「将来に発生する特定の事象」が示されているところの、「今後のマンション需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性」がある状況を指していると解釈できる、ということである。

他方、[事例2-2]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「計画に基づく対応策」があっても解消されないで、なおも残っている「継続企業の前提に重要な疑義が存在して」いる状況のうちの、「今後のマンション需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性」がある状況、という形で特定されることは、次のことを意味する。それは、[事例2-2]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、先に示した[主張A]に見られるような、「[当社]が「最近におけるマンション市況悪化の影響を受け、当事業年度において、連続して営業損失を計上して」いる状況が解消されるかどうか、という局面で問題になる、何らかの意味を表す「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を指している」、と解釈する余地はない、ということである。そうすると、[事例2-2]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「今後のマンション需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性」がある状況、という形で特定されるので、[主張A]で示されているような、「[事例2-2]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容を、1つに特定することはできない」という主張は、誤りであることがわかる。

3. 「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれない場合に何が問題になるのか

次に、本節では、第1節で提示した問題、即ち、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地があるのか、という問題を考察するに当たって、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれない状況はあるのか、という問題を考察する。この問題を考察する上で、まず、株式会社ディー・ディー・エスの2009年連結財務諸表の注記（【継続企業の前提に関する事項】）を見てみよう（〔事例3-1〕）。

〔事例3-1〕—ディー・ディー・エスの2009年連結財務諸表の注記

「1. 継続企業の前提に関する重要な疑義について

当社グループは第13期連結会計年度から2期連続して営業損失を計上しましたが、当連結会計年度においても422,368千円の営業損失および、1,410,246千円の当期純損失を計上し、営業キャッシュフローも△438,108千円と前連結会計年度に引続き大幅なマイナスとなっております。その結果として、当連結会計年度末の純資産は△568,555千円の債務超過となりました。また、当連結会計年度末における短期借入金等の流動負債は、手元流動性に対して高水準の債務となっております。当該状況により当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

当該状況を解消すべく、新規事業への拡大戦略を見直し、当社事業における選択と集中を行うとともに、収益性の改善と財務体質の強化を中心として今後の業績の改善を図るために当連結会計年度において以下のような施策を実施しました。

- ①前期以前に展開してきました海外および新規事業につきまして関連部門の閉鎖とこれにかかわる人員の整理解雇などを実施し、社内の組織体制を整え、バイオセキュリティ開発部門と営業部門の連携強化を図り、情報セキュリティ事業に集中する体制を強化いたしました。
- ②一部滞留売掛債権について法的手続きの行使を継続して行っており、滞留債権の積極的な回収を推し進めるとともに国内外投資先2社の有価証券の売却を実施し、キャッシュフローの改善に取り組みました。
- ③利益率の高い自社製品販売強化の施策として、シングルサインオン環境実現のための新製品の発売開始をするなど、積極的な販売活動を進めました。
- ④財務体質強化の施策として、平成21年7月23日の臨時株主総会において決議しました第三者割当による新株発行での増資を行いました。払込期限である平成21年7月24日に現物出資（デット・エクイティ・スワップ）で317,760千円（31,776株）、金銭出資で89,000千円（8,900株）の増資が行われ、結果203,380千円の資本増加を致しましたが、金銭出資予定の一部である180,000千円につきまして払込が行われず失権をいたしました。失権分を補う追加増資としまして、平成21年8月28日および31日に柏原武利氏の新株予約権行使により50,000千円の増資が行われました。さらに平成21年11月9日に柏原武利氏を引受人とする第三者割当増資の決議を行い平成21年11月25日を払込日とする総額70,004千円の増資を行いました。柏原氏からは今後も引き続き当社への資金支援についてご検討いただけるとの意向を確認しており、引き続き同氏との間で資本増強策に関する協議を進めてまいります。また、平成21年12月21日付けで田中成奉、木本俊行の両氏から合計90,000千円の借入を実行しました。今後も債務超過の状態を解消すべく資本増強策を積極的に検討しております。
- ⑤有利子負債の返済につきましては、取引金融機関に対して平成21年11月には借入金利息の支払いを実行し、平成22年1月には取引金融機関に対して今期事業再建計画の内容について説明を行い、一定期間の元本返済の猶予等の返済条件の見直しについて協力いただくよう要請をした結果、主要取引金融機関においては平成22年4月末までの元本返済猶予を内容とした返済条件のリスケジュールリングに理解をいただき、現在、契約の締結のための調整を行っております。
- ⑥経費削減につきましては、不採算事業閉鎖に伴う整理解雇等による大幅な人員の減少に加え、従業員の賞与支給を業績に見合ったものとするなど人件費を縮小いたしました。また、今後は国内外の出先機関の整理見直しを図り、経費の削減の検討を行う予定であります。

以上のような施策を確実に実行していくことで、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況が解消できるものと判断しております。

なお、当連結会計年度末において債務超過が解消できないことから、こうした状況を解消すべく提携先企業及び主要な株主と協議を行い、積極的に資本増強策に取り組むとともに、既に貸倒引当を行った一部売掛債権の早期回収に取り組んでまいります。

しかしながら、当事業グループの事業の継続は上記の収益性の改善と財務体質の強化を中心とした諸施策の成否に依存しており、こうした施策への取組みが完了前であることから、当社グループは継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとともに、当社グループ存続に重大な懸念を生ずる可能性が存在します

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。」(傍線筆者)

この〔事例3-1〕では、(1):「当社グループ」が「第13期連結会計年度から2期連続して営業損失を計上」し、「当連結会計年度においても422,368千円の営業損失および、1,410,246千円の当期純損失を計上し、営業キャッシュフローも△438,108千円と前連結会計年度に引続き大幅なマイナスとなって」おり、その結果として、「当連結会計年度末の純資産は△568,555千円の債務超過」となっている状況が示されている。また、〔事例3-1〕では、(2):「当連結会計年度末における短期借入金等の流動負債は、手元流動性に対して高水準の債務となって」いる状況も示されている。この(1)~(2)の状況は、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような」状況を生み出す原因となる状況ではあるが、「将来に発生する特定の事象が示されていないところの期末に存在している状況」(坂柳(2015b, 82)の〔図表〕等に示した「Iの状況」)であり⁶⁾、この2

6) 本文中の記述を踏まえると、本文中の(1)~(2)に示した状況は、「将来に発生する特定の事象が示されていない」ので、「将来に発生する特定の事象が示されているところの期末に存在している状況」(坂柳(2015b, 82)の〔図表〕等に示した「IIの状況」)ではない。

つの状況には、「将来に発生する特定の事象が示されていない」ので、この2つの状況は、何かの「特定の事象が将来に発生すること」が想定されているところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」ではない。

従って、[事例3-1]において、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれない状況はあるのか、という問題については、次のことが言える。それは、[事例3-1]に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況」には、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は含まれない、ということである⁷⁾。

そうすると、次の問題が生じる。それは、第1節に示した本稿の前提に従って、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈する場合に、[事例3-1]において、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況」に含まれなくても、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」と解釈できる状況はあるのか、という問題である。

この問題を考察する上で、[事例3-1]に見られる、「当社事業グループの

7) 第1節に示した本稿の前提とは異なり、[事例3-1]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、とは解釈しない場合に、この「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味が明らかでなければ、[事例3-1]においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を含む、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨の記述は、示される余地がないことになる。

事業の継続は上記の収益性の改善と財務体質の強化を中心とした諸施策の成否に依存して」(傍線筆者)という記述に注目してみよう。この記述に見られる、「依存して」という記述を踏まえると、「当社事業グループの事業の継続」は、「収益性の改善と財務体質の強化を中心とした諸施策の成否」の影響を受けることがわかる。

そうすると、[事例3-1]に見られる、「当社事業グループの事業の継続は上記の収益性の改善と財務体質の強化を中心とした諸施策の成否に依存して」いる状況において、「収益性の改善と財務体質の強化を中心とした諸施策の成否」のうち、「当社事業グループの事業の継続」に影響を与える「将来に発生する特定の事象」として、特に「収益性の改善と財務体質の強化を中心とした諸施策が成功しない」という事象の発生可能性が、一定程度以上あることが想定されている、と解釈する場合には、[事例3-1]について、次のことが言える。それは、[事例3-1]においては、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況」に含まれないところの、「当社事業グループの事業の継続は上記の収益性の改善と財務体質の強化を中心とした諸施策の成否に依存して」いる状況、という形で特定される、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」がある、ということである。

ここで、次の問題が生じる。それは、[事例3-1]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況」に含まれないところの「継続企業の前提に関する重要な不確実性」、即ち、「当社事業グループの事業の継続は上記の収益性の改善と財務体質の強化を中心とした諸施策の成否に依存して」いる状況を指しているのか、という問題である。

この問題について、(1):[事例3-1]においては、「当社事業グループの事業の継続は上記の収益性の改善と財務体質の強化を中心とした諸施策の成否に依存して」いる状況が、「こうした施策への取組みが完了前である」ために、なおも残っていることがわかる。また、(2):[事例3-1]においては、「こう

した施策への取組みが完了前である」ために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、なおも残っている（〔事例3-1〕に見られる記述を用いれば、「認められる」）ことがわかる。

そうすると、上記の(1)~(2)より、次のことが導かれる。それは、〔事例3-1〕においては、「こうした施策への取組みが完了前である」ために、なおも残っているところの「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「こうした施策への取組みが完了前である」ために、なおも残っているところの「当社事業グループの事業の継続は上記の収益性の改善と財務体質の強化を中心とした諸施策の成否に依存して」いる状況を指していると解釈できる、ということである。そうすると、〔事例3-1〕で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況」に含まれないところの、「当社事業グループの事業の継続は上記の収益性の改善と財務体質の強化を中心とした諸施策の成否に依存して」いる状況を指していると解釈できることがわかる⁸⁾。

8) ここで、〔事例3-1〕に見られる、「当社事業グループの事業の継続は上記の収益性の改善と財務体質の強化を中心とした諸施策の成否に依存して」いる状況とは異なり、(1):「これらの対応策を当該金融機関との協議を行いながら進めている途上である」状況（〔事例2-1〕）、及び(2):「この計画に基づく対応策」は「現在進行中」であるが、「マンション需要の回復や金融機関の支援などに依存して」いる状況（〔事例2-2〕）、そして、(3):「こうした施策への取組みが完了前である」状況（〔事例3-1〕）のような、「財務諸表の注記で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」に、何かの「将来に発生する特定の事象」が「会社の事業の継続に影響を与える」旨が示されていない場合には、次のことが言える。それは、そのような「財務諸表の注記で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」を、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（傍線筆者）という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」と解釈することはできない、ということである。

4. 開示制度及び監査上の実務指針の評価

(1) 開示制度の評価

本節では、第2節及び前節での考察を踏まえた上で、将来の開示制度及び監査制度を設計するに当たっての指針を示すために、「継続企業の前提が疑わしい」状況において適用される開示制度、及び監査上の実務指針を評価する。そして、その評価のうち、開示制度の評価を行う際に、第1節で述べたところの本稿で考察する問題、即ち、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地があるのか、という問題についての結論を示す。

そこで、まず「継続企業の前提が疑わしい」状況において適用される開示制度を評価するに当たって、第1節に示した現行監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」に見られるような、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合」に、「財務諸表に適切に記載されている」と監査人が判断するところの「継続企業の前提に関する事項」との関係で、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、「財務諸表等規則」とする）（2009年4月20日改正）の第8条の27（〔制度4-1〕）⁹⁾を見てみよう。この〔制度4-1〕においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」に、「注記しなければならない」事項として、「三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由」が示されている。また、日本公認会計士協会（2009b）の「7. 継続企業の前提に関する注記」（〔制度4-2〕）においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」に、「財務諸表に注記」する事項として、「③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由」が示されている。

9) 「連結財務諸の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2009年7月8日改正）の第15条の22では、財務諸表等規則第8条の27の規定を連結財務諸表提出会社について準用する旨が示されている。

[制度4-1]—財務諸表等規則, 第8条の27

「貸借対照表日において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、貸借対照表日後において、当該重要な不確実性が認められなくなつた場合は、注記することを要しない。

- 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 二 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- 三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- 四 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別」(傍線筆者)

[制度4-2]—日本公認会計士協会 (2009b), 7. 継続企業の前提に関する注記

「継続企業の前提が適切であるかどうかを総合的に評価した結果、貸借対照表日において、単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、継続企業の前提に関する事項として、以下の事項を財務諸表に注記する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨」(傍線筆者)

ここで、[制度4-1]～[制度4-2]に見られる「当該重要な不確実性」、即ち、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、第1節に示した本稿の前提に従って、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈すると、次のことが導かれる。それは、[制度4-1]～[制度4-2]に見られる「当該重要な不

確実性」, 即ち, 「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が, (1): 第2節の(1)で示したような, 「当連結会計年度末の借入金残高のうち7,794百万円の大部分について返済期限までに返済できない可能性がある」状況〔事例2-1〕, 及び(2): 第2節の(2)で示したような, 「今後のマンション需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性」がある状況〔事例2-2〕のように, 「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれる場合でも, あるいは, (3): 第3節で示したような, 「当社事業グループの事業の継続は上記の収益性の改善と財務体質の強化を中心とした諸施策の成否に依存して」いる状況〔事例3-1〕のように, 「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれない場合でも, 財務諸表の注記に, 「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることが示されていれば, 改めて, 「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の, 「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は記載される必要がない, という意味で, 財務諸表の注記に示される余地はない, ということである。

このことを踏まえると, ①: 「注記しなければならない」事項として, 「当該重要な不確実性が認められる旨」を示している〔制度4-1〕, 及び②: 「財務諸表に注記」する事項として, 「当該重要な不確実性が認められる旨」を示している〔制度4-2〕は, 合理的ではないことがわかる。そうすると, 第1節で述べたところの, 本稿で考察する問題との関係では, 「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の, 「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が, 財務諸表の注記に示される余地はない, ということになる。

しかし, 「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が, 財務諸表の注記に示される余地はなくても, 〔制度4-1〕～〔制度4-2〕に見られる「当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由」のうち, 「その理由」との関係では, 次の状況を想定することができる。それは, [1]: 「これらの対応策を当該金融機関との協議を行いながら進めている途上である」状況〔事

例2-1]), 及び [2]:「この計画に基づく対応策」は「現在進行中」であるが、「マンション需要の回復や金融機関の支援などに依存して」いる状況（[事例2-2]), そして, [3]:「こうした施策への取組みが完了前である」状況（[事例3-1]) である。

このような、「財務諸表の注記で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」¹⁰⁾は、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が存在する場合に、「経営上の対応に関する状況」として、財務諸表の注記に示される余地がある。そうすると、この「経営上の対応に関する状況」としての、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」は、(1):[制度4-1]においては、「企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提…に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合」に、「二 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策」に加える形で、「注記しなければならない」事項として規定される余地があり、(2):[制度4-2]においては、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合」に、「② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策」に加える形で、「財務諸表に注記」する事項として規定される余地があることになる。

(2) 監査上の実務指針の評価

次に、日本公認会計士協会(2009c)の「Ⅲ 金融商品取引法監査における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書(1) 連結財務諸表に関する監査報告書」の「④ 継続企業の前提(イ) 追記情報の内容」で示されている、(1):「(継続企業の前提に関する追記情報の文例1)」([制度4-3](1)), 及び(2):「(継続企業の前提に関する追記情報の文例2: 対応策及び継続企業の前提に関する

10) 本稿の以下の議論においては、記述が長くなることを避けるために、「財務諸表の注記で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」を、「財務諸表の注記で記述されている」を省いて、「継続企業の前提に関する重要な不確」を生み出す原因となる状況」と記すことにする。

重要な不確実性が認められる理由について、財務諸表における該当部分を参照する方法) ([制度4-3] (2)) を見てみよう。この [制度4-3] (1)~(2)には、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」という記述が見られる。

[制度4-3]—日本公認会計士協会 (2009c), (継続企業の前提に関する追記情報の文例1~2)

(1): 「追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は・・・の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況を解消し、又は改善するため・・・をしてもなお・・・のため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。」(継続企業の前提に関する追記情報の文例1)
(傍線筆者)

(2): 「追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は・・・の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。」(継続企業の前提に関する追記情報の文例2: 対応策及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由について、財務諸表における該当部分を参照する方法) (傍線筆者)

また、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」という記述は、[1]: 日本公認会計士協会 (2011a) の35項中の、「文例30 継続企業の前提に疑義を生じさせる状況が存在するが、無限定適正意見を表明する場合」の文例である、「(文例①) 対応策及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由について内容を記載する方法」([制度4-4] (1)), 及び「(文例②)

対応策及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由について、財務諸表における該当部分を参照する方法」〔制度4-4〕(2)にも見られ、〔2〕：日本公認会計士協会（2011c）のA21項〔制度4-5〕にも見られる。以下の議論では、これらの〔制度4-3〕(1)～(2)、〔制度4-4〕(1)～(2)、〔制度4-5〕を評価する。

〔制度4-4〕—日本公認会計士協会（2011a）の「継続企業の前提に疑義を生じさせる状況が存在するが、無限定適正意見を表明する場合」の文例①～②

(1)：「強調事項」

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は・・・の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況を解消し、又は改善するため・・・をしてもなお・・・のため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。」（(文例①) 対応策及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由について内容を記載する方法）（傍線筆者）

(2)：「強調事項」

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は・・・の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。」（(文例②) 対応策及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由について、財務諸表における該当部分を参照する方法）（傍線筆者）

〔制度4-5〕—日本公認会計士協会（2011c）、A21項

「以下は、監査人が注記は適切であると判断した場合の強調事項区分の記載例である。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成X0年4月1日から平成X1年3月31日までの事業年度に純損失××百万円を計上しており、平成X1年3月31日現在において〇〇百万円の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。」(傍線筆者)

まず、[制度4-3] (1)~(2)、[制度4-4] (1)~(2)、[制度4-5] で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、第1節に示した本稿の前提に従って、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈すると、次のことが導かれる。それは、[制度4-3] (1)~(2)、[制度4-4] (1)~(2)、[制度4-5] で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれる場合でも、含まれない場合でも、財務諸表の注記に、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることが示されていれば、改めて、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は記載される必要がない、という意味で、財務諸表の注記に示される余地はない、ということである。

このことを踏まえると、次のことがわかる。それは、「継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり」という形で、財務諸表の注記が参照されている [制度4-3] (1)~(2)、[制度4-4] (1)~(2)、[制度4-5] においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」という記述が、監査報告書上の「追記情報」又は「強調事項」として示される余地はない、ということである。

しかし、[制度4-3] (1)~(2), [制度4-4] (1)~(2), [制度4-5] において、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」という記述が、監査報告書上の「追記情報」又は「強調事項」として示される余地はなくても、①：[制度4-3] (1), [制度4-4] (1)の中の「当該状況を解消し、又は改善するため・・・をしてもなお・・・のため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」(傍線筆者) という記述(※1)、そして、②：[制度4-3] (2), [制度4-4] (2), [制度4-5] の中の「重要な不確実性が認められる理由」(傍線筆者) という記述(※2)に見られる、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」との関係で示されているところの、「…のため」及び「理由」という記述に注目すると、上記の※1及び※2の記述から、次の状況を想定することができる。それは、[1]：「これらの対応策を当該金融機関との協議を行いながら進めている途上である」状況([事例2-1])、及び[2]：「この計画に基づく対応策」は「現在進行中」であるが、「マンション需要の回復や金融機関の支援などに依存して」いる状況([事例2-2])、そして、[3]：「こうした施策への取組みが完了前である」状況([事例3-1])のような、本節の(1)で述べたところの、財務諸表の注記に示される余地がある、「経営上の対応に関係する状況」としての、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」である。

ここで、(1)：先ほど述べたように、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地がなく、その結果として、(2)：「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」という記述が、監査報告書上の「追記情報」又は「強調事項」として示される余地もない場合に、文のつながりを考慮すると、前段落の※1及び※2の記述を、そのまま「追記情報」又は「強調事項」として示すことはできない。しかし、本節の(1)で述べたところの、財務諸表の注記に示される余地がある、「経営上の対応に関係する状況」としての、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」が、財務諸表の注

記が参照された上で、監査報告書上の「追記情報」又は「強調事項」として示される余地はある。

他方、①：日本公認会計士協会（2009a）の21項では、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合」に、監査報告書に「追記情報」として記載される事項が示されているが、その事項の中に、「(3) 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由」がある¹¹⁾。また、②：日本公認会計士協会（2011c）のA20項では、「監査報告書の強調事項区分」に記載される事項として、「(3) 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由」が示されている¹²⁾。

ここで、日本公認会計士協会（2009a）の21項、及び日本公認会計士協会（2011c）のA20項に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、第1節に示した本稿の前提に従って、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈すると、次のことが導かれる。それは、日本公認会計士協会（2009a）の21項、及び日本公認会計士協会（2011c）のA20項に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれる場合でも、含まれない場合でも、財務諸表の注記に、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることが示されていれば、改めて、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は記載される必要がない、という意味で、財務諸表の注記に示される余地はない、ということである。

このことを踏まえると、次のことがわかる。それは、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、監査報告書上の、財務諸表の注記が

11) 日本公認会計士協会（2009a）の21項については、坂柳（2015a, 162）の〔制度4-4〕を参照。

12) 日本公認会計士協会（2011c）のA20項については、坂柳（2015b, 56-57）の〔制度2-4〕を参照。

参照されている「追記情報」又は「強調事項」として示される余地もなくなるので、(1)：監査報告書上の「追記情報」に記載される事項として、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨」を規定している日本公認会計士協会（2009a）の21項，及び(2)：「監査報告書の強調事項区分」に記載される事項として、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨」を規定している日本公認会計士協会（2011c）のA20項は，合理的ではない，ということである。

しかし、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が，監査報告書上の，財務諸表の注記が参照されている「追記情報」又は「強調事項」として示される余地はなくても，①：日本公認会計士協会（2009a）の21項において，監査報告書上の「追記情報」に記載される事項として示されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由」，及び②：日本公認会計士協会（2011c）のA20項において，「監査報告書の強調事項区分」に記載される事項として示されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由」のうち，「その理由」との関係では，次の状況を想定することができる。それは，[1]：「これらの対応策を当該金融機関との協議を行いながら進めている途上である」状況（[事例2-1]），及び[2]：「この計画に基づく対応策」は「現在進行中」であるが，「マンション需要の回復や金融機関の支援などに依存して」いる状況（[事例2-2]），そして，[3]：「こうした施策への取組みが完了前である」状況（[事例3-1]）のような，本節の(1)で述べたところの，財務諸表の注記に示される余地がある，「経営上の対応に関係する状況」としての，「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」である。

このような，「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」を踏まえた上で，(1)：日本公認会計士協会（2009a）の21項においては，監査人が「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する」と判断する場合に，監査報告書に「追記情報」として記載されるところの，「(2) 当該事象又は状況を解消し，又は改善するための対応策」に

加える形で、「経営上の対応に関係する状況」としての、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」が、規定される余地はある。また、(2)：日本公認会計士協会（2011c）のA20項においては、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する」場合に、「監査報告書の強調事項区分」に記載されるところの、「(2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策」に加える形で、「経営上の対応に関係する状況」としての、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」が、規定される余地はある。

5. 本稿の結論、貢献、今後の課題

本稿の第1節では、企業会計審議会（2009）、及び2009年の監査基準改訂後に整備された開示制度及び監査制度に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、という解釈を前提として、次の問題を提示した。それは、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地があるのか、という問題である。

この問題を考察するに当たって、第2節では、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれる状況はあるのか、という問題を考察した。この問題を考察する上で、第2節の(1)では、(1)：「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれることを示している事例として、[事例2-1]があり、[事例2-1]においては、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指して

いる内容は、「当連結会計年度末の借入金残高のうち7,794百万円の大部分について返済期限までに返済できない可能性がある」状況、という形で特定されること、及び②：[事例2-1]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、[事例2-1]において、「継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況」に含まれるところの、「当連結会計年度末の借入金残高のうち7,794百万円の大部分について返済期限までに返済できない可能性がある」状況を指している、と解釈できることを示した。以上のことが、本稿の1つ目の結論である。

また、第2節の②の議論をまとめると、次のようになる。まず、①：「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれることを示している事例として、[事例2-2]があり、[事例2-2]においては、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容は、「今後のマンション需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性」がある状況、という形で特定される。また、②：[事例2-2]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、[事例2-2]に見られる「継続企業の前提に重要な疑義が存在して」いる状況に含まれる状況のうち、「今後のマンション需要」という「将来に発生する特定の事象」が示されているところの、「今後のマンション需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性」がある状況を指している、と解釈できる。そして、③：[事例2-2]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「今後のマンション需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性」がある状況、という形で特定されるので、[主張A]で示されているような、「[事例2-2]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容を、1つに特定することはできない」という主張は、誤りである。以上に指摘したことが、本稿の2つ目の結論である。

他方、第3節では、先ほど提示した問題、即ち、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地があるのか、という問題を考察するに当たって、次の問題を考察した。それは、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれない状況はあるのか、という問題である。

ここで、第3節の議論をまとめると、次のようになる。まず、(1):「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれないことを示している事例として、[事例3-1]があり、[事例3-1]においては、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況」に含まれないところの、「当社事業グループの事業の継続は上記の収益性の改善と財務体質の強化を中心とした諸施策の成否に依存して」いる状況、という形で特定される、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」がある。そして、(2):「事例3-1」で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、[事例3-1]において、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況」に含まれないところの、「当社事業グループの事業の継続は上記の収益性の改善と財務体質の強化を中心とした諸施策の成否に依存して」いる状況を指している、と解釈できる。以上に指摘したことが、本稿の3つ目の結論である。

他方、第4節では、そこに示した開示制度及び監査制度に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、第1節に示した本稿の前提に従って、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈した上で、それらの開示制度及び監

査制度を評価した。まず、第4節の(1)では、[制度4-1]～[制度4-2]に見られる「当該重要な不確実性」、即ち、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれる場合でも、含まれない場合でも、財務諸表の注記に、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることが示されていれば、改めて、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は記載される必要がない、という意味で、財務諸表の注記に示される余地はないことを示した。

このことを踏まえると、(1):「注記しなければならない」事項として、「当該重要な不確実性が認められる旨」を示している[制度4-1]、及び(2):「財務諸表に注記」する事項として、「当該重要な不確実性が認められる旨」を示している[制度4-2]は、合理的ではないことがわかった。そうすると、第1節で述べたところの、本稿で考察する問題との関係では、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地はない、ということになる。この点が、本稿の4つ目の結論である。

また、第4節の(2)では、①:[制度4-3](1)～(2)、[制度4-4](1)～(2)、[制度4-5]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」、そして、②:日本公認会計士協会(2009a)の21項、及び日本公認会計士協会(2011c)のA20項に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれる場合でも、含まれない場合でも、財務諸表の注記に、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることが示されていれば、改めて、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は記載される必要がない、という意味で、財務諸表の注記に示さ

れる余地はないことを示した。このことを踏まえると、次のことがわかった。

1つ目は、[1]：「継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり」という形で、財務諸表の注記が参照されている[制度4-3](1)～(2)、[制度4-4](1)～(2)、[制度4-5]においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」という記述が、監査報告書上の「追記情報」又は「強調事項」として示される余地はない、ということである。そして2つ目は、[2]：「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、監査報告書上の、財務諸表の注記が参照されている「追記情報」又は「強調事項」として示される余地がなくなるので、(1)：監査報告書上の「追記情報」に記載される事項として、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨」を規定している日本公認会計士協会(2009a)の21項、及び(2)：「監査報告書の強調事項区分」に記載される事項として、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨」を規定している日本公認会計士協会(2011c)のA20項は、合理的ではない、ということである。

他方、第4節の(1)～(2)では、①：「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地はなくても、[制度4-1]～[制度4-2]に見られる「当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由」のうち、「その理由」との関係に注目した上で、及び②：[制度4-3](1)～(2)、[制度4-4](1)～(2)、[制度4-5]において、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」という記述が、監査報告書上の「追記情報」又は「強調事項」として示される余地はなくても、[制度4-3](1)～(2)、[制度4-4](1)～(2)、[制度4-5]に見られる、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」との関係で示されているところの、「…のため」及び「理由」という記述に注目した上で、そして、③：「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、監査報告書上の、財務諸表の注記が参照されている「追記情報」又は「強調事項」として示される余地はなくても、[1]：日本公認会計士協会(2009a)の21項において、監査報告書上の「追記情報」に記載される事項として示されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及

びその理由」, 及び [2]: 日本公認会計士協会 (2011c) のA20項において, 「監査報告書の強調事項区分」に記載される事項として示されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由」のうち, 「その理由」との関係に注目した上で, 次の状況が想定できることを指摘した。その状況は, 「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況であった。

第4節の(1)では, この「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況は, 「経営上の対応に関係する状況」として, 財務諸表の注記に示される余地があるので, [制度4-1] ~ [制度4-2] においては, 「当該事象又は状況を解消し, 又は改善するための対応策」に加える形で, 「注記しなければならない」事項, あるいは「財務諸表に注記」する事項として規定される余地があることを示した。また, 第4節の(2)では, 財務諸表の注記に示される余地がある, 「経営上の対応に関係する状況」としての, 「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況が, 財務諸表の注記が参照された上で, 監査報告書上の「追記情報」又は「強調事項」として示される余地があることを指摘し, そして第4節の(2)では, (1): 日本公認会計士協会 (2009a) の21項においては, 監査人が「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する」と判断する場合に, 監査報告書に「追記情報」として記載されるところの, 「(2) 当該事象又は状況を解消し, 又は改善するための対応策」に加える形で, また, (2): 日本公認会計士協会 (2011c) のA20項においては, 「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する」場合に, 「監査報告書の強調事項区分」に記載されるところの, 「(2) 当該事象又は状況を解消し, 又は改善するための対応策」に加える形で, 「経営上の対応に関係する状況」としての, 「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況が, 規定される余地があることを示した。

ここで, 本稿の第2節及び第3節で考察したように, 「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」と

いう意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が、財務諸表の注記において特定される場合に、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈するところの「継続企業の前提に関する重要な不確実性」について、①：「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」だけではなく、②：「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれない「継続企業の前提に関する重要な不確実性」があることを示した本稿は、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を、「継続企業の前提が疑わしい」状況としてではなく、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」として財務諸表の注記に示す余地を、そのような余地がないと考えていた経営者に与えることになる。この点が、本稿の1つ目の貢献である。

他方、第4節では、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれる場合でも、含まれない場合でも、財務諸表の注記に、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることが示されていれば、改めて、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は記載される必要がない、という意味で、財務諸表の注記に示される余地はないことを示したが、このことは、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」が、財務諸表の注記に示されていても、そのことが、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が財務諸表の注記に示されること」を導くわけではない、ということの本稿が示したことを意味する。この点を踏まえると、次のことが導かれる。

それは、第1節に示した現行監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業

の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈しても、その「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれるか否かにかかわらず、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示されることにはならず、結果として、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、監査報告書上の、財務諸表の注記が参照されている「追記情報」又は「強調事項」として示されることにもならない、ということである。この点を踏まえると、現行監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」において、監査人が監査報告書に「追記」しなければならない事項が、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨」と規定されなかったことは適切であるが、監査人が監査報告書に「追記」しなければならない事項が、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨」を含み得る「継続企業の前提に関する事項」と規定されたことは、適切ではない、ということになる。

このように、本稿は、将来の開示制度及び監査制度を設計するに当たって、現行監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」、及び第4節の(1)~(2)に示した開示制度及び監査上の実務指針を評価するに当たっての指針、即ち、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」が、財務諸表の注記に示されていても、そのことが、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が財務諸表の注記に示されること」を導くわけではない、という指針を提供した。この点が、本稿の2つ目の貢献である。

他方、本稿では、(1):米国の監査基準書第59号(AICPA(1988))の13項に見られる「説明区分」の記載例、及び監査基準書第126号(AICPA(2012))のA6項に見られる「ゴーイング・コンサーンに関する事項の強調区分」の記載例の分析を行うことができなかった。また、本稿では、(2):日本公認会計士協会(2003)の「Ⅲ 証券取引法監査における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書(1)連結財務諸表に関する監査報告書」の「④ 継続企業の前

提(イ)追記情報の内容」で示されている、「(継続企業の前提に関する追記情報の文例)」の分析を行うこともできなかった。

ここで、上記の(1)～(2)の監査制度を分析するに当たって、第3節で示した「事例3-1」に注目すると、そこでは、当社事業グループの事業の継続は上記の収益性の改善と財務体質の強化を中心とした諸施策の成否に依存して」おり、「こうした施策への取組みが完了前である」ことから、「当社グループ存続に重大な懸念を生ずる可能性が存在」することがわかる。この「事例3-1」においては、「こうした施策への取組みが完了前である」ことによって生じる、「当社グループ存続に重大な懸念を生ずる可能性が存在」する状況は、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況」には含まれないことがわかるが、一般的な議論においては、「継続企業の前提が疑わしい」状況を解消する、あるいは改善するための、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が存在するにもかかわらず、「事例3-1」に見られる「こうした施策への取組みが完了前である」状況のような、「経営上の対応に係る状況」が、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となることがあるのか、という点が問題になる。この点を踏まえて、「経営計画」という形で、「経営上の対応」が言及されている、上記の(1)～(2)の監査制度に見られる記載例又は文例を分析することが、今後の課題である。

[引用文献]

AICPA (1988), American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Statement on Auditing Standards (SAS) No.59, *The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern*, April 1988.

AICPA (2012), AICPA, SAS No.126, *The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern* (Redrafted), July 2012.

企業会計審議会 (2009), 企業会計審議会, 「監査基準の改訂に関する意見書」, 2009年4月9日.

坂柳 (2015a), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(2)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第65巻第4号, 2015年3月.

坂柳 (2015b), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(3)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第66巻第1号, 2015年7月.

坂柳 (2015c), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(4)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第66巻第2・3合併号, 2015年12月.

日本公認会計士協会 (2003), 日本公認会計士協会, 監査委員会報告第75号, 「監査報告書作成に関する実務指針 (中間報告)」, 2003年1月31日.

日本公認会計士協会 (2009a), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書第22号, 「継続企業の前提に関する監査人の検討」, 2009年4月21日改正.

日本公認会計士協会 (2009b), 日本公認会計士協会, 監査・保証実務委員会報告第74号, 「継続企業の前提に関する開示について」, 2009年4月21日改正.

日本公認会計士協会 (2009c), 日本公認会計士協会, 監査・保証実務委員会報告第75号, 「監査報告書作成に関する実務指針」, 2009年4月21日改正.

日本公認会計士協会 (2011a), 日本公認会計士協会, 監査・保証実務委員会実務指針第85号, 「監査報告書の文例」, 2011年7月8日.

日本公認会計士協会 (2011b), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書 (序), 「監査基準委員会報告書の体系及び用語」, 2011年12月22日.

日本公認会計士協会 (2011c), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書570, 「継続企業」, 2011年12月22日.